

第 1 1 回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号	1
議案第2号	3
議案第3号	3
議案第4号	4
議案第5号	5
議案第6号	6
(3)非農地通知について	8
議案第7号	8
(4)農地利用集積計画に係る意見決定について	9
議案第8号	9
議案第9号	9
議案第10号	10
議案第11号	10
議案第12号	10
議案第13号	11
議案第14号	11
議案第15号	11
議案第16号	12
議案第17号	12
議案第18号	13
議案第19号	13
議案第20、21号	13
議案第22号	14
(5)農地利用最適化推進委員の辞任及び解嘱について	14
その他	15
・その他	15
3 閉 会	15

日 時 令和3年4月23日(金) 16時00分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

会長	1 5 番	渡邊 浩正	
会員	1 番	手塚 みち子	2 番 篠木 薫
			4 番 町野 位夫
	5 番	佐藤 栄一	6 番 石塚 英好
	7 番	渡邊 晴夫	8 番 大野 文子
	9 番	君島 道夫	1 0 番 阿久津 正一
	1 1 番	福田 英一	1 2 番 渡辺 正明
	1 3 番	揚石 明	1 4 番 佐藤 喜久男

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 福田 一紀委員より欠席届が出ております。本総会の出席議員数は14名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第11回農業委員会総会を開催いたします。（16：00）

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。5番 佐藤 栄一 委員、11番 福田 英一 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（3）、議案第1号から第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る諸処分決定について、議題にします。

議案第1号

まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班2班長、4番 町野 位夫 委員お願いいたします。

○町野 位夫委員 本日9時30分より、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法3条6件、非農地通知1件の現地調査を実施しました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細の報告を、12番 渡辺 正明委員にお願いいたします。

○渡辺 正明委員 それでは、現地案内図、1ページをお開きください。

（申請地位置説明）

隣接地には譲受人の倉庫があり、隣接の水田も譲受人が作付けしています。何ら問題はないものとみてまいりましたので、皆様の審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

（なし）

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 2 号

- 議長 つぎに、議案第 2 号について事務局の説明を求めます。
- 事務局長（事務局説明）
- 議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第 2 号の現地調査の詳細の報告を 12 番 渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 正明委員 それでは、現地案内図をお開きください。

（申請地位置説明）

新規就農ということで、野菜の作付も始まっております。何ら問題はないとみてまいりました。

○事務局 追加資料で、営農計画と、会社の登記簿の写しをお配りしました。譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていることを、事務局と、農業会議で確認済みであることを申し添えます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 2 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一 委員 本社の位置はどこですか？

○事務局 申請地の隣です。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第 2 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 3 号

- 議長 つぎに、議案第 3 号について事務局の説明を求めます。
- 事務局長（事務局説明）
- 議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第 3 号の現地調査の詳細の報

告を4番 町野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫委員 それでは、現地案内図をお開きください。

(申請地位置説明)

現地は耕作がされている状況です。贈与ということで、譲受人の経営規模拡大のため、何ら問題はないとみてまいりました。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 喜久男 委員 申請人の関係は親子ですか？

○事務局 そうです。

○佐藤 喜久男 委員 生前一括贈与ということでしょうか？

○事務局 要件を満たさないため、生前一括贈与として納税猶予をうけることはできませんが、生前贈与となります。

○佐藤 喜久男 委員 生前一括贈与となると、面積が足りないようですが？

○事務局 耕作面積は、田・畑の合計となります。

○佐藤 喜久男 委員 わかりました。

○議長 それでは、ほかに質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第4号

○議長 つぎに、議案第4号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細の報

告を 1 番 手塚 みち子 委員にお願いします。

- 委員 議案番号 4 番について説明いたします。現地案内図の 9、10 ページをご覧ください。(現地場所説明)

譲受人は、就農時、農業次世代人材投資資金事業を活用しております。その事業

は、親族からの農地贈与が条件とされているため、今回の申請に至りました。

譲受人は、許可基準をすべて満たしており、許可には何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

- 議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 4 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

- 議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第 4 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 5 号

- 議長 つぎに、議案第 5 号について事務局の説明を求めます。

- 事務局長 (事務局説明)

- 議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第 5 号の現地調査の詳細の報告を 1 番 手塚 みち子 委員にお願いします。

- 手塚 みち子委員 (申請地位置説明)

譲受人は、議案番号 4 番と姉弟です。同じように就農時に農業次世代人材投資資金事業を活用しており、今回の申請にいたしました。

贈与面積が 40 アールではありますが、これは譲受人の栽培品目がイチゴと米によるためです。譲受人もまた許可基準をすべて満たしており、許可には何ら問題

ないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第6号

○議長 つぎに、議案第6号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細の報告を 4番 町野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫 委員 それでは、現地案内図をお開きください。

(申請地位置説明)

現地は、隣接している釣り堀の駐車場として使用されていたり、林業の資材が置いてあったりするような状況で、現状は農地とは見えません。譲受人はその釣り堀を運営する菊地氏です。譲受人の3条許可要件は満たしておりますが、現状がいまのところ農地として見受けられないため、「期限付きの原状回復」を条件に許可するのがよろしいかと思えます。皆さまの慎重審議、よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第6号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○揚石 明 委員 この案件は、もともと〇〇さんの親の代に売買があったよう

です。

○議長 はい。ほかに質疑意見等ありますか。

○石塚 英好 委員 この件につきましては、報告では、駐車場ということで使われているのであれば、税務課の課税はどうなっているのですか。

○事務局 田で課税されています。

○議長 はい。ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

○議長 引き続き、第6号について質疑意見を求めます。案としては、現地を農地にもどしてから、再度審議をするというのが一つ。農振除外をするのは難しい場所なので、期限付きで許可を出すのが一つ。皆さまのご意見を頂戴したいと思いますが、どうでしょうか。

○石塚 英好 委員 原状回復を確認してから、また審議をするというのがよろしいと思います。

○福田 英一 委員 原状回復とは、どのような状況にもどすことですか。

○議長 作付けができる状態にする、ということかと思います。他になにかございませんか。

○事務局 ちなみに、原状回復は、譲渡人、譲受人、どちらが責任をもつことになるとおもわれますか。

○石塚 英好 委員 連名ではないでしょうか。

○議長 ほかにございませんか。では、そもそも、この議案6号を認めるかどうか、お諮りします。

○阿久津 正一 委員 認めない。

○議長 はい。原状回復すれば、認める、ということですね。

○阿久津 正一 委員 はい。

○石塚 英好 委員 同じです。

○佐藤 栄一 委員 ○○さんの年齢は、おいくつですか？

○事務局 58歳です。

○佐藤 栄一 委員 農機具はあるんですか？

○事務局 あります。

○佐藤 栄一 委員 私も、原状回復してからがよいと思います。

○議長 みなさま、ほかにありますか。よろしいですか。それでは、今回はいったん差し戻しまして、委員会としては、原状回復してから再度総会で諮るということによろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、その通り通知いたします。

(3) 非農地通知について

○議長 続いて付議事件(3) 議案第7号 非農地通知について議題に供します。

議案第7号

○議長 議案第7号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第7号の現地調査の詳細の報告を 4番 町野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫 委員 それでは、現地案内図をお開きください。

(申請地位置説明) 車で入れないような場所ですが、現地付近は山林化していて、耕作はなかなかしづらいと思われま。非農地通知はやむを得ないとみてまいりました。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第7号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。
議案第7号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 農地利用集積計画に係る意見決定について

○議長 続きまして、付議事件(4)農地利用集積計画に係る意見決定について、
議題に供します。事務局の説明を求めます。

議案第8号

議案第8号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませ
んか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第9号

議案第9号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませ
んか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第9号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、14番 佐藤 喜久男 委員の退室を求めます。(退室)

議案第10号

議案第10号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第10号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第10号が終了しましたので、14番 佐藤 喜久男 委員の入室を求めます。

議案第11号

議案第11号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第11号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第12号

議案第12号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませ

んか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第12号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第13号

議案第13号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第13号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第14号

議案第14号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第14号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第15号

議案第15号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第15号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第16号

議案第16号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第16号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第17号

議案第17号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第17号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第 18 号

議案第 18 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第 18 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第 19 号

議案第 19 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第 19 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第 20、21 号

議案第 20、21 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第 20、21 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

それではここで、農業委員会等に関する法律 第 31 条第 1 項の規定により、私は退室いたします。つきましては、同法律 第 5 条第 5 項の規定により、職務代理者に議長代理をお願いします。職務代理者は議長席をお願いいたします。

(14 番 佐藤 喜久男 委員 議長席へ)

議案第 22 号

○職務代理 議長を交替いたしましたので、議事を進めてまいります。

それでは議案第 22 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○職務代理 それでは議案第 22 号について、質疑意見等を求めます。

(なし)

無いようでしたら、これより裁決いたします。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第 22 号が終了しましたので、会長の入室を求めます。

(会長 入室)

(5) 農地利用最適化推進委員の辞任及び解嘱について

○議長 議長を交代いたしました。付議事件(5) 農地利用最適化推進委員の辞任について議題に供します。事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。議案書の 5 ページをご覧ください。まず辞任について説明します。標記委員より、記載のとおり一身上の都合ということで、辞任届が提出されました。農業委員会等法第 23 条の規定により、農地利用最適化推進委員の辞任は農業委員会の同意事項ですので、今回付議させていただきます。

した。説明は以上です。

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いいたします。

・その他

・農地の一時利用届の報告（成田）

・税制要望の募集

・矢板高校田植え指導者募集

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。